

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国先行/先進技術を通じた廃棄物適正管理能力強化プロジェクト

案件番号：180455

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月5日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月5日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国先行/先進技術を通じた廃棄物適正管理能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年2月下旬 ～ 2022年3月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 榎田容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約

交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確

認めます。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2018年12月12日12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2018年12月17日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2018年12月28日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
なし

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PHP 1 = 2.10705 円
- b) US\$ 1 = 112.201 円
- c) EUR 1 = 127.778 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/廃棄物管理 1/WTE 促進 1
 - b) 廃棄物管理 2/WTE 促進 2
 - c) 廃棄物管理 PPP

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 39.92M/M

評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

(1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月25日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若し

くは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 - 2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者/廃棄物管理 1/WTE 促進 1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと。）

a) 類似業務の経験：廃棄物管理

b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国での業務経験

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 廃棄物管理 2/WTE 促進 2】

a) 類似業務の経験：廃棄物管理

b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国での業務経験

c) 語学能力：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 廃棄物管理 PPP】

a) 類似業務の経験：PPP

- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合は、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事年月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: 総括/廃棄物管理 1/WTE 促進 1	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② 副業務主任者	(-)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	-	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ウ) 語学力	-	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
オ) その他学位、資格等	-	1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 廃棄物管理 2/WTE 促進 2	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 廃棄物管理 PPP	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月10日（木） 15：00～17：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 210会議室
3. 実施方法：
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以上

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

フィリピン国における固形廃棄物問題は、マニラ首都圏や地方中核都市において深刻な社会問題となっており、フィリピン政府にとって解決が求められる最優先課題の一つである。フィリピン政府は、固形廃棄物の処理・処分を適切に行うため共和国法 9003 号 Ecological Solid Waste Management Act (固形廃棄物管理法) (以下、「RA9003」という。) を 2001 年に施行し、不適切な最終処分場を衛生理立処分場に移行することを定めると共に、発生源における廃棄物の減量化及び排出される廃棄物のリサイクルを通じ最終処分される廃棄物処分量を極力削減し、発生する廃棄物を適正に管理することを目指してきた。RA9003 では 2006 年までに全ての不適切な最終処分場を衛生理立処分場に移行することを定めたが、衛生理立化は一部に留まっている。また、RA9003 では廃棄物管理は地方自治体 (Local Government Unit、以下、「LGU」という。) の責任で行う旨規定しているが、技術的・経済的問題から適切な廃棄物管理が行われている LGU は限定的である。特に都市域においては、最終処分場の稼働差止めにかかる住民訴訟や最終処分場の新規設立の目途が立たないなど、適切な廃棄物管理の実施が困難な状況が発生しており、中央政府が廃棄物管理施設の整備等に対し適切な措置をとる必要が生じている。

RA9003 は不適切な処分場の閉鎖を定め発生源における廃棄物の減量化を試みる高い理想を掲げた法律であった。他方、1999 年の大気浄化法 (RA8749) によって廃棄物の焼却が実質的に禁止された後に策定された RA9003 は、焼却を行わない前提の下で策定された法律でもあった。3R (Reduce, Reuse, Recycle) が理想通り行われる前提で計画された処分場計画は、LGU の財政的・技術的制約から想定通りにはならず、加えて、民営化が進んだ収集運搬によりマテリアルフローの管理がままならない現状がある。

環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources、以下、「DENR」という。) は 2002 年 1 月の最高裁判所判決を受けて、2002 年 7 月に Memorandum Circulation (MC2002-05) を通達し、大気浄化法第 20 条は、焼却を禁止したのではなく、毒性・有害な煙を発生する焼却が禁止である旨、明確にしている。その後、2013 年 10 月に下院議会での大気浄化法改正の提案 (House Bill 3161) によって、適正な焼却を容認する動きがあったが反対が大きく、改正には至っていない。MC2002-05 にもとづいて、国家固形廃棄物管理委員会 (National Solid Waste Management Committee、以下、「NSWMC」という。) では、廃棄物発電・エネルギー回収 (Waste To Energy、以下、「WTE」という。) 導入のためのガイドラインを作成しており、DENR 及び NSWMC からの要請により、わが国環境省は WTE ガイドラインの整備に協力してきた。同ガイドラインは、NSWMC Resolution 669 として、2016 年 6 月に発行され、現在、省令化の手続きが進められている。

このガイドラインは廃棄物施設の導入にあたり考慮すべき基本的な事項やモニタリング義務等といった環境配慮要件を定めているが、これを担当する環境天然資源省環境庁 (DENR-Environmental Management Bureau、以下、「DENR-EMB」という) は WTE 施設に対するモニタリングについて経験や実績がない。一方で、LGU は国内外の民間企業から WTE 関連施設のプロポーザルを受けているが、LGU には WTE 施設導入に関連した審査や施設導入にあたり行政機関が留意すべき事項について知見を有していない。

かかる状況の下、フィリピン政府は我が国に対し、技術協力プロジェクト「先行/先進技術を通

じた廃棄物適正管理能力強化プロジェクト」(以下「本プロジェクト」)を要請してきた。同要請を下に JICA は 2016 年 12 月～2017 年 3 月及び 2017 年 7 月に第 1・2 次詳細計画策定調査をそれぞれ実施し、プロジェクトの基本計画についてフィリピン側と合意した。

本プロジェクトは、2017 年 11 月 7 日に DENR と署名・交換した討議議事録 (R/D) に基づき、2019 年 2 月より 3 年間の予定で実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

先行/先進技術を通じた廃棄物適正管理能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

WTE および他の廃棄物管理技術の導入を通じて、フィリピンの廃棄物管理システムが改善される。

(3) プロジェクト目標

中央政府レベルおよび対象 LGU で、WTE および他の廃棄物管理技術を活用した廃棄物管理が改善される。

(4) 成果

成果 1 : 中央政府の (LGU に対する) WTE 事業導入促進及び調整能力が強化される。

成果 2 : 対象 LGU の WTE 事業の精査/検証、形成及び監理能力が強化される。

成果 3 : 中央政府の WTE 事業の環境モニタリング能力が強化される。

成果 4 : 中央政府及び対象 LGU が、WTE 技術以外の廃棄物管理技術について、課題を整理し、提言・提案ができるようになる。

(5) 対象地域

フィリピン全土 (対象 LGU : ケソン市、ダバオ市、セブ市)

(6) 実施機関

環境天然資源省環境庁 (DENR-Environmental Management Bureau、以下、「DENR-EMB」という。)

協力機関 : 対象 LGU (ケソン市、ダバオ市、セブ市)

(8) 協力期間

2019 年 2 月から 2022 年 3 月までの予定 (3 年間)

3. 業務の目的

2017 年 11 月 7 日に署名・交換した R/D に基づき、関連する業務 (活動) を実施することによ

り、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に寄与する。

4. 業務の範囲

本業務は、2017年11月7日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 各対象 LGU の WTE 事業の進捗状況を踏まえた協力の実施（成果 2）

対象 LGU（ケソン市、ダバオ市、セブ市）はそれぞれ WTE（廃棄物焼却発電）導入事業の準備（事業者入札等）を進めており、対象 LGU によって進捗状況が異なることから、各対象 LGU における事業の進捗状況に沿って、各対象 LGU と協議の上で、それぞれ具体的な協力内容を設定すること。

(2) WTE 事業の環境モニタリングの強化（成果 3）に係る協力対象について

詳細計画策定調査において、フィリピン側から、対象物質については、ダイオキシン、フラン、PCB、塩化水素を、対象媒体については大気質（ambient air）、排出源からの排出ガス、表流水、地下水、排出水、土壌、底質をモニタリングの協力対象とするよう要望があり、フィリピン側との協議の結果モニタリングの協力内容としては下記の通りとすることで合意した。

- ① 基本的には対象物質については「ダイオキシン及びフラン」、対象媒体については「大気質及び排出源からの排出ガス」を協力対象とする
- ② プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix）（以下「PDM」という。）における「活動 3-1：環境モニタリングの現状レビュー」及び「活動 3-2：同課題分析」並びにカウンターパート（Counterpart、以下「C/P」という。）研修においては対象媒体を拡大する（大気質及び排出源からの排出ガスに加えて、表流水、土壌、底質を追加）

成果 3 の協力については上記合意内容に沿って実施すること。

(3) WTE 技術以外の廃棄物管理技術に係る協力の範囲について（成果 4）

成果 4 の協力については対象 LGU 等における廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分場改善等の具体的な改善を行うものではなく、グッドプラクティス及び先行・先進技術の取りまとめ、紹介に留めること。

(4) WTE（廃棄物焼却発電）施設建設に対する住民・NGO の反対運動への対応支援

WTE（廃棄物焼却発電）施設はダイオキシン類や焼却灰を発生させるいわゆる「迷惑施設」として住民や環境 NGO に認識され、施設の計画・建設段階で反対運動が起きるリスクもある。仮に対象 LGU において反対運動が発生した、もしくは発生する可能性が予見される場合には、その対応について住民・NGO との合意形成方法も含めて C/P の求めに応じて適宜支援すること。

(5) 日本の他機関による廃棄物管理分野での取り組みとの情報共有及び連携

日本の環境省はフィリピン WTE ガイドライン策定に係る支援や「我が国循環産業海外展開事業化促進業務」等を通じた廃棄物発電事業の FS 等を実施してきた。また 2015 年 10 月、2016 年及び 2017 年 11 月に「日比環境政策対話」が、環境省とフィリピン側関係機関で開催され、廃棄物問題にかかる意見交換や廃棄物発電等に係る課題提起が行われるとともに、①ダイオキシン等管理能力向上研修、②WTE 事業の仕様書策定・入札能力向上、③WTE 事業ビジネスモデルの確立、④廃棄物管理事業に関するスタンダード作り・現状調査（ごみ量ごみ質分析、飛灰処理方法の現状調査）を中心に、フィリピンに対して廃棄物管理に関する支援が行われてきた。環境省の支援は DENR-EMB に対してダイオキシン等の管理や WTE 事業の入札に関して、環境省が有する知見・経験を伝えるものであるのに対し、本プロジェクトは DENR-EMB と対象 LGU の WTE 事業の計画・検証・形成・監理について包括的に協力を行うものであることから、本プロジェクトの実施においては環境省の支援との情報共有、連携及び棲み分けを適宜図ること。

また、外務省は 2018 年 3 月 20 日に事業・運営権対応型無償資金協力「ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画」に係る交換公文の署名・交換を行った。同計画は、ダバオ市において、廃棄物処理発電施設（廃棄物焼却設備及び発電設備）を整備し運営することにより、廃棄物の適正な処理及び廃棄物の持つエネルギーの有効活用を図るものである。

加えて、北九州市は 2016 年 11 月ダバオ市と廃棄物管理を中心とした都市環境整備に係る「都市間連携覚書」を締結し、2017 年 3 月から 3 年間の予定で草の根技術協力「ダバオ市における廃棄物管理向上支援プロジェクト」を実施しており、同プロジェクトにおいて、廃棄物分析や廃棄物減量化のための組織の立ち上げ等の支援を行っている。

外務省及び北九州市の支援とも、情報共有・連携を適宜図りながら本プロジェクトを実施すること。

(6) 他ドナーによる廃棄物管理分野での取り組みとの連携及び棲み分け

世界銀行がダイオキシンを含む「統合的残留性有機汚染物質（Integrated Persistent Organic Pollutants (IPOP)s）管理プロジェクト」を実施中で、このコンポーネントの 1 つとして DENR-EMB の「Environmental Research and Laboratory Services Division (ERLSD)」職員の分析・サンプリング能力研修が含まれており、2017 年 2 月からオーストラリアにおいてモニタリング能力強化の研修が実施された。

アジア開発銀行（ADB）は” Mainstreaming Integrated Solid Waste Management in Asia” においてケソン市の固形廃棄物 10 年計画の改訂を行った。また、セブ市において PPP スキームによる廃棄物管理事業・オプションの提案、同事業・オプションの財務的検討、廃棄物処理施設の提案及び民間企業からの関心・相談・提案に係るアドバイス、等を含む技術協力（Technical Assistance）を実施する予定（2018 年 11 月時点でコンサルタント選定準備中）である。加えて ADB が運営する信託基金「アジア・太平洋プロジェクト組成ファシリティ」（AP3F : Asia Pacific Project Preparation Facility）を通じて、「Solid Waste Management PPP Project」として、セブ市における WTE 施設の Pre-FS の実施が予定されている。

上記他ドナーによる取組との連携を検討するとともに、協力の重複を避けるための棲み分けに

についても適宜他ドナーと協議・確認すること。

(7) PDM 及び活動計画 (Plan of Operation 以下、PO) を基本とした先方政府との共同運営

プロジェクトの運営においては、PDM 及び PO に沿った先方政府との共同作業を基本とする。R/D において合意された PDM (Ver. 0) を元に先方関係機関と協議の上 PDM (Ver. 1) を作成し、JCC において先方政府の合意を得ること。また、既存の PO (Ver. 0) を参考に、具体的な活動計画について先方関係機関と協議の上、PO (Ver. 1) を作成すること。

外部条件の変化等によって PDM・PO 見直しの必要性が生じた際は、速やかに JICA に相談・報告すること。PDM・PO は、JCC における JICA と先方政府との協議と合意を以て改定することとし、コンサルタントはその改定に協力すること。

(8) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更して行くことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、活動の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提案を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を執ることとする。

(9) C/P のオーナーシップの確保と持続性の重視

本プロジェクトは、成果指標の達成を行いつつ、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要と認識している。

コンサルタントは、本プロジェクト終了後も先方政府が持続的に先行/先進技術を通じた廃棄物の適正管理に取り組んでいけるよう、先方政府関係機関の主体性を引き出し、共同作業を通じて、C/P の能力向上及び自助努力による課題解決ができるようにするプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、関係機関との連携構築、技術面、管理運営面、財政面に十分留意した協力を実施すること。

(10) 合同調整委員会 (JCC) の定期開催支援、モニタリング・シートの作成及び JCC における承認

プロジェクト期間中、原則年 2 回程度、関係機関と合同で JCC を開催する。コンサルタントは、C/P 主体での進捗発表の支援や助言など、JCC の開催に協力すること。また、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明できるよう、C/P を支援すること。なお、フィリピン側との協議により JCC に他の開発パートナーが参加する可能性もあることから、その場合は円滑に実施できるよう協力すること。

また、本プロジェクトでは、JICA 専門家チーム (コンサルタント) 及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定のモニタリング・シート様式を用いる。派遣前の事前打合せにて、コンサルタントはモニタリング・シート Ver. 0 (案) を JICA と確認し、その後、案件開始時に C/P 機関と協議を行い、モニタリング・シート Ver. 0 の合意を取り付ける

こと。

案件開始後は、半年毎の定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認）を C/P と合同で行い、JICA フィリピン事務所にモニタリング・シートの更新版を提出すること。モニタリング・シート記載する内容には、活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗、成果に正または負の影響をおよぼす外部要素、等を含むこと。

モニタリング・シートは、JCC 等先方実施機関との定期的な協議に活用する基本文書とし、モニタリング・シート及びワーク・ワークプランは JCC での合意を得ることとする。

JCC においてかかる定期報告を併せて実施することにより、JCC を、事業進捗に合わせ成果の発現状況確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議の機会とする。JCC には JICA は必ず参加するので、可能な限り前広に日程調整を行うとともに、JCC にてコンサルタントが報告する資料は、事前に JICA に説明し、コメント等を反映させた上で JCC に提示すること。

プロジェクトの基本計画に関する事項を変更する場合は、R/D の変更を要するため、C/P 機関との協議結果と共にモニタリング・シートを JICA フィリピン事務所に提出すること。

また、コンサルタントは、JICA が運営指導調査を実施する場合には、JICA の求めに応じて具体的データに基づいた資料を準備して JICA に提出し、JICA の調査やレビューの実施に協力すること。

（11）キャパシティ・ディベロップメント（CD）の重視

技術協力業務の実施にあたっては、C/P 側の主体性と内発性を十分に尊重し、C/P との共同作業により、調査・分析・解析・計画策定・実施・報告（報告書等作成や会議・セミナー発表など）を行う。一例として、JCC（年2回開催）のプレゼンテーションを極力 C/P に依頼する等、常に共同で業務を行い、能力向上のための工夫を図る。

CD の詳細については、当機構が作成した以下の報告書を参照すること。

- キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック：JICA 事業の有効性と持続性を高めるために」（2004 年）
https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/pdf/200403_b.pdf
- 途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して キャパシティ・ディベロップメント（CD）：CD とは何か、JICA で CD をどう捉え、JICA 事業の改善にどう活かすか」（2006 年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/11817178.pdf>

（12）広報活動及び成果の積極的な発信

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果（アウトカム）について、相手国と日本国内の各層（政策決定者、有識者、国民各層）に広く発信すること。このため、以下の①～⑤の項目を含めつつ、効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

① プレスリリース、記者向け説明

本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果を相手国内に広く認識してもらうため、JICAフィリピン事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者向け説明などを行う。

また、その際は、C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行う。

② 現地関係機関や他の開発パートナー、NGO等への発信

本プロジェクトにおいて重要な現地関係機関、他ドナー、NGO等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、以下③に記載するニューズレター等を活用してメールやSNS等で情報発信を行う。

③ ニューズレター（英語、日本語）

- ・概ね半年に1回の発行を目標とする。
- ・英語、日本語で作成
- ・各ニューズレター内容については随時、JICAと協議する。
- ・想定される内容は、プロジェクト概要の紹介（第1号ニューズレター）、進捗状況（随時）、主なイベント（随時）、成果（随時）、プロジェクト専門家からの提言・問題提起、等とする。

④ 現地セミナー

プロジェクトの進捗状況やアウトカムの達成状況、今後の課題等について情報共有と意見交換を行う広報セミナーを現地で開催する。参加者は、JCCメンバー、C/P、他ドナー、大学関係者等、50名程度を想定する。開催に際しては、JICAフィリピン事務所やC/P機関の広報部門と相談の上、現地マスメディアへの広報の機会として活用すること。セミナーの開催回数は計5回（キックオフ（於：マニラ）、各対象LGUでのセミナー、ファイナル）を想定している。

⑤ その他

学会発表、論文投稿、を用いた広報の活用可能性を検討し、必要な対応を行うこと。なお、学会発表や雑誌寄稿を行う時は、原稿案をJICA地球環境部へ事前に提出し、承認を得ること。

（13）会議への出席

本業務に関連し開催される以下の会議への出席、会議資料及び議事録の作成、提出を行う。また、会議を円滑に進めるため、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。

- ① 業務計画、活動報告ならびに今後の実施方針・計画の検討に関する会議
- ② 重要事項等の検討のために必要に応じて開催されるその他の会議（日本国内での会議を含む）

（14）定期的な報告会（JICA内）の開催

4 半期毎を目標とした定期的な報告会を開催すること。但し、専門家出発前協議、帰国報告等との併用も可とする。

6. 業務の内容

コンサルタントは、上記「3. 業務の目的」に記したプロジェクト目標の達成のために、以下に示した活動を実施する。現地作業については C/P と共同で行い、先方政府関係者の OJT を通じた実践的な能力の向上に留意することとする。

コンサルタントは、想定される以下の業務内容を勘案し、Plan of Operation (PO) を参考にしつつ、より効果的かつ効率的な業務実施方法と作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後に C/P のキャパシティや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務実施方法や作業工程を見直すことを可とする。

本業務における活動内容は次のとおりである。

<全成果共通の活動>

(1) インセプションレポート (IcR) の作成及び合意取り付け

日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、分析を行った上で、業務実施に関する基本方針、実施方法 (CD 支援の手法を含む)、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を検討し、インセプションレポート (案) としてとりまとめる。その後、JICA 地球環境部に対し、内容を説明し、必要な修正を行う。また、現地業務の開始に際し、JICA フィリピン事務所に対しても、内容を説明し、C/P と IcR (案) について協議し、第 1 回の JCC において合意を得ること

(2) 各種報告書の作成・協議

「7. 報告書等 (1) 報告書」に示すとおり、プロGRESS・レポート、事業完了報告書を作成する。各報告書は、JICA 地球環境部・フィリピン事務所へ事前説明し、コメントを反映させる。その後、先方政府へ説明し、必要な修正を反映した上で、確定版とする。先方政府との協議結果については、協議議事録として取りまとめること。加えて、JICA と協議の上、必要に応じて他ドナー (世銀、ADB 等) に対しても、報告書の内容を説明し、コメントを聴取する。

なお、事業完了報告書の作成に際しては、JICA 及び先方政府関係者からコメントを取り付けるための十分な期間を確保すること。

(3) PDM 及び PO の作成・改定支援・協議

R/D の PDM 案及び PO 案 (Ver. 0) を基に、先方政府機関との協議により指標及び指標入手手段等を検討し、現地業務開始後 3 ヶ月以内を目途に必要なに応じて見直しや変更を反映した PDM 及び PO (Ver. 1) 案を作成し、JICA の確認を得る。プロジェクトの進捗に応じて PDM 及び PO (Ver. 1) の改定が必要な場合には、JICA に相談の上、必要な改定手続きを支援する。

(4) JCC の設置及び開催支援

両国の関係機関で構成される JCC の設置支援及び会議開催を促進し、第 1 回 JCC においては PDM・PO (Ver. 1) につき JCC の承認を得る。開催頻度は原則として 6 ヶ月毎とするが、必要に応じてそれ以外にも開催可能とする。

(5) キックオフ／ファイナルセミナーの開催

プロジェクト・キックオフ・セミナー、各対象 LGU におけるキックオフ・セミナー、及びファイナルセミナーを開催する。現時点で想定される各セミナーの概要は下記の通り。

① プロジェクト・キックオフ・セミナー

参加者：C/P（DENR-EMB 及び各対象 LGU）、フィリピン側関係機関（NSWMC 等）、JICA フィリピン事務所、他ドナー（想定参加人数：40 名程度）

目的・内容：プロジェクト開始時に、プロジェクト目標、上位目標、成果、活動内容、スケジュール等を説明し、活動レベルでの C/P の具体的な役割・責任分担について協議を行う。マスメディアを通じてプロジェクト紹介を行う等、広報への対応も行う。

② 各対象 LGU におけるキックオフ・セミナー

参加者：C/P、各対象 LGU 関係機関（想定参加人数：20 名程度）

目的・内容：キックオフ・セミナー実施後に、各対象 LGU における WTE 事業の進捗状況、プロジェクト概要、成果 2 における活動内容、スケジュール、活動レベルでの C/P の具体的な役割・責任分担について協議を行う。マスメディアを通じてプロジェクト紹介を行う等、広報へのも行う。

③ ファイナルセミナー

参加者：C/P（DENR-EMB 及び各対象 LGU）、フィリピン側関係機関（NSWMC 等）、JICA フィリピン事務所、他ドナー（想定参加人数：40 名程度）

目的・内容：プロジェクト目標・成果の達成状況、5 項目評価、プロジェクト終了後にフィリピン側において継続的に実施すべき活動・留意点等について協議を行う。マスメディアを通じてプロジェクト紹介を行う等、広報へのも行う。

(6) キャパシティ・アセスメントの実施

プロジェクトの開始、中間及び終了時に、プロジェクト実施前後の先方政府機関の能力の変化を比較するため、C/P のキャパシティ・アセスメントを実施する。キャパシティ・アセスメントの方法は、プロジェクト実施を通じて体系的にプロジェクト上位目標、プロジェクト目標及び成果指標の達成に関連した先方政府の個人レベル、組織レベル、社会レベルにおけるキャパシティの評価ができるものとし、加えて、先方政府の能力強化の進展が把握できるものを提案し、JICA と協議を行うものとする。

アセスメント方法の検討に際しては、JICA「キャパシティ・アセスメント・ハンドブック：キャパシティ・ディベロップメントを実現する事業マネジメント（初版）」（2008）等の既存資料も参考とすること。

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11900149_01.pdf

(7) 本邦研修に係る業務

本プロジェクトでは、C/P の能力向上、帰国後の技術波及、人的ネットワークの構築・強化を目的として、本邦において研修（国別研修）を実施する。コンサルタントが担当する業務は以下を想定している。

ア 研修日程案及びカリキュラム案の作成

イ 研修内容の調整

- ウ 研修詳細計画書の作成支援
- エ 講師、見学先、実習先の選定と内諾取り付け
- オ 教材の作成支援／取付
- カ 研修場所及び必要資機材の手配支援
- キ 研修員の人選・選定支援、所属機関との調整
- ク 講義・実習・見学の実施支援
- ケ 研修終了時の評価会の実施支援
- コ 研修成果の帰国後活動への活用促進
- サ その他、研修員のアプリケーションフォーム等の取付け支援等、研修実施に必要な業務

本プロジェクトにおいては全体期間を通して2回×10名×2週間の本邦研修を想定している。

ダイオキシン類のモニタリングに係る研修を実施する際には日本の環境省が実施する研修内容や対象者との重複を極力避けるよう留意する。

プロジェクトの活動計画に最適な実施時期、人数、具体的な研修内容、日程案、想定される講師や視察先等について提案すること。研修実施に係る経費については「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に則ることとする。なお、研修先、研修内容及び研修参加者は、C/P、JICA 地球環境部及び JICA フィリピン事務所と相談の上、最終決定する。

国内の受入手続きに際しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に則り、「実施業務」（日程案作成、講師・面談者、見学・実習先の手配、カリキュラム（教材、参考資料）作成、ブリーフィング、実施後報告書の作成）を行う。

なお、「受入業務」（航空券の手配、査証の手配、来日時・帰国時の空港送迎、本邦における宿舍手配、海外旅行保険加入手続き、研修員に対する来日時手当及び滞在費の支給）及び「監理業務」（研修員の引率、講義・実習・見学における通訳手配、講義・実習・見学に係る補助業務、研修員の国内移動手配、研修員の病気・けが等各種事態への初動対応）は、原則として JICA が行うこととする。

（8）WTE ガイドラインの省令化に係る進捗状況確認

DENR は現在 WTE ガイドラインの省令（Department Administrative Order (DAO)）化を行っており、2018 年内の最終化を目指している。省令化の進捗状況・内容を確認しつつ、最終化された DAO もしくは DAO（案）については、プロジェクト実施に当たっての参考資料の一つとすること。

（9）実施機関-各対象 LGU 間のプロジェクト実施に係る確認文書の締結支援

プロジェクト開始にあたり、DENR-EMB 及び各対象 LGU に対して JICA フィリピン事務所が行う確認文書締結の働きかけを支援する。

（10）フィリピン側の関連法令、制度、施策、組織体制の動向の把握

本プロジェクト実施内容に関連するフィリピン側の法令、制度、施策、組織体制の動向を適宜把握して、JICA に報告する。本プロジェクトの実施に影響を及ぼすと判断されるものについては、

JICA と協議の上、必要に応じて対処すること。また、これらに関連する情報を月報、進捗報告書、モニタリング・シート等に記載すること。

(11) 協議議事録の作成支援

各報告書の現地説明、フィリピン側に確認を要する事項、及び業務内容の変更に関わる事項に係る協議、JCC 等については、協議内容を協議議事録 (Minutes of Meeting (M/M)) に取りまとめ、フィリピン側との意思疎通を図る。

<成果1に関する活動>

(1) 実施機関及びフィリピン国政府関係機関による WTE 事業実施・促進の取組の現状に係る情報収集

実施機関 (DENR-EMB) や NSWMC、科学技術省 (Department of Science and Technology、以下「DOST」という。) 等フィリピン国中央政府機関による WTE 事業実施・促進の取組の現状について情報収集を行う。

(2) WTE 事業に係る日本を含めた近隣アジア諸国の優良事例及び優良技術に係る情報収集

日本を含めた近隣アジア諸国における WTE 事業の形成・監理に係る優良事例及び優良技術に係る情報収集を行う。なお本業務には WTE 事業における中央-地方政府間、及び PPP を通じた WTE 事業における官民のコスト分担スキームを含めた、WTE 事業推進の政策・メカニズムに係る情報収集も含める。

(3) 利用可能な最高技術・環境適合事例 (Best Available Technology (BAT) /Best Environmental Practice (BEP)) ガイドライン策定支援

実施機関、NSWMC 傘下の国家エコロジーセンター (National Ecology Center、NEC) 及び DOST と協議した上で、WTE 事業における BAT/BEP ガイドラインの策定支援を行う。

(4) (廃棄物焼却発電を中心とした) WTE 施設の技術基準案の策定支援

WTE ガイドラインにおいて、WTE 施設については「法令の基準を満足する適切な設備を有すること」と規定されているが、具体的な技術上の基準は定められていない。日本や他の先進国の事例等も参考に、廃棄物焼却発電を中心に WTE 施設の設置及び維持管理に係る技術基準案の作成を支援する。

(5) WTE 事業の計画・検証・形成・監理に係るマニュアル策定支援

(2) で収集した情報及び成果2の各対象 LGU での活動・成果も活用しつつ、WTE 事業の計画・検証・形成・監理に係るマニュアルの策定支援を行う。

(6) 固形廃棄物 10 年計画の評価クライテリア案の策定支援

各 LGU が策定する固形廃棄物 10 年計画を DENR-EMB 及び NSWMC が評価するためのクライテリア

案の策定を支援する。

(7) 廃棄物焼却発電施設から生じる焼却灰及び飛灰の管理に関するマニュアル策定支援

(2) で収集した情報も活用しつつ、焼却灰及び飛灰の管理に関するマニュアル策定支援を行う。本活動の実施に当たっては日本の環境省による飛灰処理の現状調査との連携及び調査結果の活用を可能な範囲で図ること。

(8) WTE 施設導入の標準的な手順（モデルプロセス）の策定支援

WTE ガイドラインに沿って、環境社会配慮面を含めた WTE 施設導入の標準的な手順（モデルプロセス）の策定支援を行う。

(9) WTE 技術普及セミナーの実施

フィリピン政府関係機関、対象 LGU を含む LGU、NGO、他ドナー等を対象とした WTE 技術普及セミナーを実施する。開催回数は 1 回、開催場所はマニラ、想定参加人数は 40 名とする。

<成果 2 に関する活動>

(1) 各対象 LGU の WTE 事業の現状レビュー

各対象 LGU における廃棄物焼却発電を中心とした WTE 事業の計画・形成・実施状況に関して、PPP による事業も含めてレビューを行う。

(2) 廃棄物の削減目標の設定支援

現在のごみフロー/量を明らかにし、最終処分される廃棄物の削減量の全体目標の設定を支援する。その上で、WTE 事業やその他の方法による削減量を推計し、各対象 LGU の固形廃棄物 10 年計画に反映する。

(3) WTE 施設導入のための土地利用計画の検証支援

各対象 LGU で策定されている土地利用計画に関して、WTE 施設導入のための用地の確保や同計画への反映に関する検証を支援する。なお既に WTE 施設の導入が土地利用計画に反映されている場合には、計画への反映手法について確認し、改善点があればアドバイスを行う。

(4) 各対象 LGU における WTE 事業形成における留意点・課題の明確化

(1) の現状レビュー結果も参考に、各対象 LGU が WTE 事業を形成するに当たっての留意点・課題を明確化し、各対象 LGU に共有する。

(5) WTE 事業に係る既往の FS や提案に対する分析・検証支援

(1) の現状レビューの結果も基に、各対象 LGU における WTE 事業に係る FS や PPP スキームでの提案（入札公告型提案もしくは民間提案（unsolicited/solicited proposal））に対する各対象 LGU の分析・検証を支援する。なお既に WTE 事業が一定程度進捗しており、提案の分析・検証・

評価段階が終了している場合には、各対象 LGU と協議の上、各 WTE 事業の進捗段階に応じた支援を行う。なお本活動実施に際しては、日本の環境省が DENR に対して実施予定の WTE 事業の仕様書策定・入札能力向上支援事業との情報共有・連携及び同支援事業の成果の活用を、可能な範囲で図る。

(6) PPP スキームによる WTE 事業における各対象 LGU の役割・責任の明確化

日本、その他先進国、近隣アジア諸国等の事例を参考に、PPP スキームによる WTE 事業における、財政負担も含めた適切な公的部門（地方自治体）の役割・責任について明確化し、各対象 LGU に共有する。

(7) 各対象 LGU における WTE 施設の技術仕様書案の作成支援

(1) の現状レビューを参考に、(2) で推計された WTE 事業による廃棄物削減量を実現するための WTE 施設の技術仕様書案の作成を支援する。

(8) 各対象 LGU の WTE 事業の監理に係る留意点、課題及び適切な監理手法の明確化

各対象 LGU で計画もしくは実施中の WTE 事業を、各対象 LGU が適切に監理するための留意点、課題及び監理手法について明確化し、各対象 LGU に共有する。なお対象 LGU ごとに事業スキームが異なる可能性も考えられるため、事業スキームに即して支援活動を実施すること。

<成果 3 に関する活動>

(1) DENR-EMB 中央・地方ラボラトリーのキャパシティ及び活動の現状レビュー

DENR-EMB 中央・地方ラボラトリーのキャパシティ、及び大気質及び排出源からの排出ガス、表流水、土壌、底質におけるダイオキシンとフランのモニタリング・分析・精度管理 (Quality Assurance and Quality Control、以下「QA/QC」という。) に関する活動の現状をレビューする。

(2) EMB 中央ラボラトリーのダイオキシン及びフランのモニタリング・分析能力強化を目的とした研修計画の策定支援

大気質及び排出源からの排出ガス中のダイオキシン及びフランのモニタリング・分析能力の現状と必要な能力のギャップを分析し、同ギャップを埋めるための研修計画の策定を支援する。

(3) QA/QC の標準業務手順書案の作成支援

大気質及び排出源からの排出ガス中のダイオキシン及びフランのサンプリング・分析・QA/QC に係る標準業務手順書 (Standard Operation Procedure、以下「SOP」という。) 案の作成を支援する。

(4) ダイオキシン及びフランのサンプリング・分析・QA/QC に関する研修の実施

(2) で策定した研修計画に基づき、中央ラボラトリーにおいて大気質及び排出源からの排出ガス中のダイオキシン及びフランのサンプリング・分析・QA/QC に関する研修を実施する。

(5) 大気質におけるダイオキシン及びフランのサンプリング計画の策定支援
大気質におけるダイオキシン及びフランのサンプリング計画の策定を支援する。

(6) ダイオキシン及びフランのサンプリング・分析・QA/QC 実施支援
(3) で策定した SOP 案を基に、中央ラボラトリーが実施する大気質及び排出源からの排出ガス中のダイオキシン及びフランのサンプリング・分析・QA/QC を支援する。

<成果 4 に関する活動>

(1) フィリピン国及び対象 LGU の廃棄物管理の現況把握
<全成果共通の活動>の(1)の結果、国家廃棄物管理 (Solid Waste Management (SWM)) 戦略、対象 LGU の固形廃棄物 10 年計画等を基に、フィリピン国及び対象 LGU の廃棄物管理の現状を把握する。

(2) 対象 LGU における WTE 技術以外の廃棄物管理技術の現状・課題の整理支援
対象 LGU において現在適用されている WTE 技術以外の廃棄物管理技術 ((コンポスト、分別、有価物回収施設 (Material Recovery Facility) 等) の現状・課題の整理を支援する。

(3) 廃棄物管理に係る (WTE 技術以外の) グッドプラクティス及び適正技術に関する情報収集
日本、その他先進国及び近隣アジア諸国の廃棄物管理に係る (WTE 技術以外の) グッドプラクティス及び適正技術に関する情報収集を行う。

(4) (WTE 技術以外の) 廃棄物管理技術の活用に関する提言取りまとめ
対象 LGU に対して、上記 (3) に基づき、(WTE 技術以外の) 廃棄物管理技術の活用に関する提言を取りまとめ、提示する。

(5) (WTE 技術以外の) 廃棄物管理技術普及セミナーの実施
フィリピン政府関係機関、対象 LGU を含む LGU、NGO、他ドナー等を対象として、(WTE 技術以外の) 廃棄物管理技術普及セミナーを実施する。開催回数は 1 回、開催場所はマニラ、参加想定人数は 40 名とする。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ (2) の技術協力成果品の電子データを CD-ROM にて添付するものとする。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方政府との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

報告書等	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	2019年3月 (契約締結後10日以内)	和文：3部 電子データ：1式
インセプション・レポート	2019年5月	和文：2部 英文：2部 電子データ：1式
モニタリング・シート (Ver.1)	2019年9月	英文：1部 電子データ：1式
プロGRESS・レポート (第1号)	2020年3月	和文：2部 英文：2部 電子データ：1式
モニタリング・シート (Ver.2)	2020年3月	英文：1部 電子データ：1式
モニタリング・シート (Ver.3)	2020年9月	英文：1部 電子データ：1式
プロGRESS・レポート (第2号)	2021年3月	和文：2部 英文：2部 電子データ：1式
モニタリング・シート (Ver.4)	2021年3月	英文：1部 電子データ：1式
モニタリング・シート (Ver.5)	2021年9月	英文：1部 電子データ：1式
モニタリング・シート (Ver.6)	2022年2月	英文：1部 電子データ：1式
事業完了報告書 (Project Completion Report)	2022年2月	和文：3部 英文：3部 電子データ：1式

- ① 業務計画書、インセプション・レポート、プロGRESS・レポートは、簡易製本とする。事業完了報告書は、JICA 規程に沿って製本する。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)を参照する。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide12_01.pdf

<報告書作成にあたっての留意事項>

- ア 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保することとする。

イ 英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、適切な英語により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

ウ 各報告書（業務計画書を除く）は、本論の要点を簡潔且つ明瞭に記載した要約を含むこととする。

エ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書と資料編の項目の照合が容易に行われるよう工夫を施すこととする。また、和文要約には英文報告書の対応ページを参照できるように記載することとする。

オ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記することとする。

カ 可能な限り表や図を用いるとともに、報告書本文の頁数を極力減らすこととする。

キ 本報告書で用いられる通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載することとする。

② モニタリング・シート (Monitoring Sheet)

プロジェクト開始後、6ヶ月毎に、JICAが定めた様式（以下のPM Form 3-1、3-2、3-3）に基づき、モニタリング・シートを先方政府と合同で作成すること。5.（12）も合わせて確認すること。

- ・ PM Form 3-1: Monitoring Sheet Summary
- ・ PM Form 3-2: Project Monitoring Sheet I (Revision of Project Design Matrix)
- ・ PM Form 3-3: Project Monitoring Sheet II (Revision of Plan of Operation)

③ 事業完了報告書 (Project Completion Report)

コンサルタントは、プロジェクト終了までにプロジェクト事業完了報告書を作成し、先方政府ならびに JCC への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業完了報告書を修正のうえ、JICA が開催する会議で事業完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容について JICA の合意を得ることとする。なお、プロジェクト事業完了報告書にはモニタリング・シート「PM Form 4: Project Completion Report」も含めるものとする。

報告書の記載項目（案）は、JICA と協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料

コンサルタントが直接もしくは C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。

本プロジェクトの成果達成後に期待されるアウトカムについて、プロジェクト終了後、先方政府が一定の品質を持ってそれらを自立的に実施できるようにすることを目的に、本プロジェクトの活動にかかる技術協力成果品を作成することとする。現行の PDM 案に基づき、技術協力成果品の種類については以下の項目が想定されるが、活動の実施状況によっては、必要に応じて成果品の追加、削減等を JICA 及び先方政府側との協議のうえ検討するものとする。これらの技術協力成果品は、先方政府関係者に広く共有されることが期待され、内容については JICA、C/P に確認することとする。

なお、提出に当たっては、プロGRESS・レポートもしくは事業完了報告書に添付して提出する。

- ・ BAT/BEP ガイドライン
- ・ WTE 施設技術基準案
- ・ WTE 事業計画・検証・形成・監理マニュアル
- ・ 焼却灰及び飛灰管理マニュアル
- ・ WTE 施設技術仕様書案
- ・ サンプルング・分析・QA/QC SOP 案
- ・ 本プロジェクトを実施する過程で使用した関連技術データ・情報・資料
- ・ 広報資料

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA 地球環境部に提出する。また、電子データは、JICA 地球環境部と JICA フィリピン事務所双方に提出すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ Work Breakdown Structure (WBS)
- エ 業務フローチャート
- オ 貸与物品リスト

(4) 写真集、映像集

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、契約終了時に、提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトのアウトカムを分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。

提出する写真は各 50 枚程度、映像は各 5 分以内とし、写真毎・映像毎に簡単な説明を付ける。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

(5) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で、業務終了後、JICA に提出する。

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本業務に係る業務工程は、2019年2月下旬に開始し2022年3月中旬の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 77.17 人月

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定する。コンサルタントは、業務内容を考慮の上、担当業務の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案すること。

なお、業務従事者の従事計画に関しては、プロジェクトの円滑かつ費用対効果の高い実施を可能とするよう、できる限り、渡航回数の適正化を図るよう努力すること。なお、「廃棄物管理/WTE 促進」に関しては各対象 LGU に 1 名ずつ配置することを想定している。

- ① 業務主任者/廃棄物管理 1/WTE 促進 1（2 号）（評価対象）
- ② 廃棄物管理 2/WTE 促進 2（3 号）（評価対象）
- ③ 廃棄物管理 3/WTE 促進 3
- ④ 廃棄物管理 PPP（3 号）（評価対象）
- ⑤ 環境モニタリング計画
- ⑥ ダイオキシン類分析
- ⑦ 中間処理/3R
- ⑧ 住民啓発/本邦研修

3. 相手国の便宜供与

（1）DENR-EMB 及び各対象 LGU における C/P の配置

（2）DENR-EMB 及び各対象 LGU における事務所スペースの提供

詳細については、2017 年 11 月 7 日に署名の R/D を参照のこと。

4. 配布／公開資料

（1）配布資料

- ・要請書
- ・フィリピン国「廃棄物管理モニタリング能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査（第 1 次）ファイナルレポート

（2）公開資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) のウェブサイトで公開されている。

フィリピン共和国「先行/ 先進技術を通じた廃棄物適正管理能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000037997.pdf>)

※本詳細計画策定調査の結果、案件名が「廃棄物管理モニタリング能力強化プロジェクト」から「先行/先進技術を通じた廃棄物適正管理能力強化プロジェクト」に変更となった。よって本詳細計画策定調査は本プロジェクトにおける「第2次詳細計画策定調査」の位置づけである。

5. 現地再委託

本プロジェクトにおいては現地再委託業務を想定していないが、必要であればプロポーザルにおいて提案すること。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち、すべての業務従事者について、外務省海外旅行登録（たびレジ）に登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を構築すること。現地滞在期間中は現地の治安状況について JICA フィリピン事務所並びに在フィリピン日本大使館で十分な情報収集を行った上で業務に当たる。また、JICA フィリピン事務所と常時連絡がとれる体制を整備し、移動手段や滞在所、期間等の情報を事前に共有する等留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定する。

以上

